

2014年4月

当組合の「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

当信用組合は、適切な融資慣行の確立を目指し経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図るため、経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所)が2013年12月5日公表した『経営者保証に関するガイドライン』(公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」という。)に沿った対応に努め、ガイドラインを自発的に尊重し遵守します。

今後、経営者保証の課題に適切に対応するため、中小企業等と保証契約を締結する場合、また、当該保証人がガイドラインに則した保証債務の整理を申立てられた場合は、本ガイドラインに基づき誠実に対応しお客様との継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

朝銀西信用組合